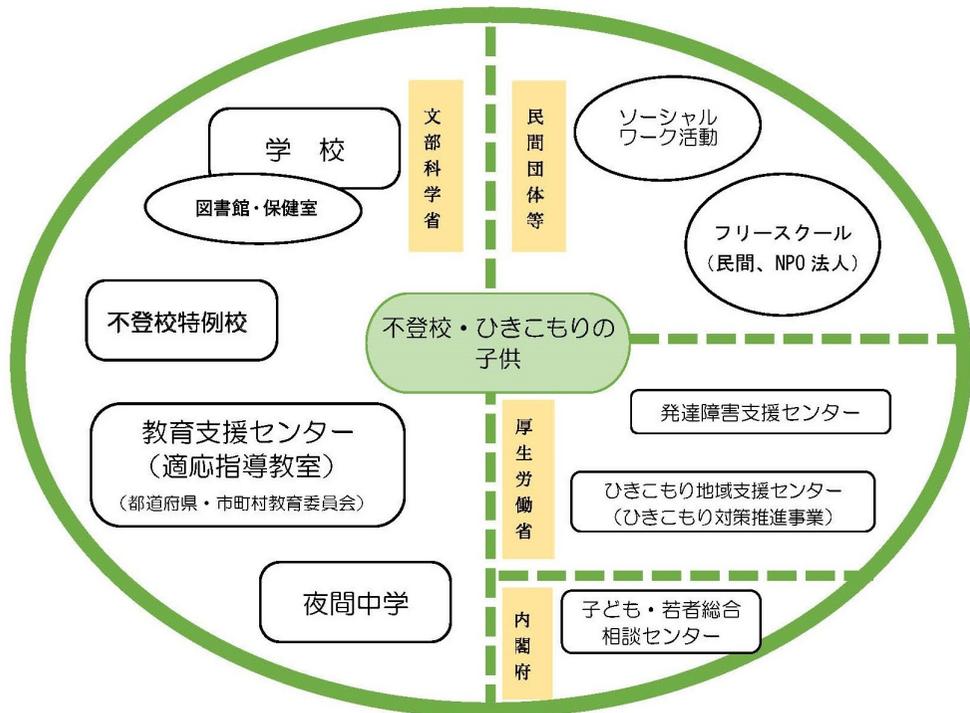


- 令和元年度の不登校児童生徒（小・中学校）数は、18.1万人と7年連続で増加し、過去最大。
- 国では、平成28年に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定し、不登校、ひきこもりなどの困難を有する子供・若者に対し、国、自治体、家庭、学校、地域が一体となった重層的な支援施策を推進。不登校児童生徒に対しては、教育機会確保法を踏まえ、フリースクール等の民間団体と学校の連携などによる多様で適切な教育機会の確保に係る取組を実施
- このような国の政策について、義務教育段階の子供を対象とし、複数府省にわたる各種支援施策及び事務事業等の実施状況や効果を把握し、子供に寄り添う視点から総合的に評価

調査対象とする政策の内容

不登校・ひきこもりの子ども支援に関わる取組の全体イメージ



想定される課題、問題等

- 文科省指針に基づく不登校支援策は、政策効果を確保するには不十分ではないか。

【不登校支援の取組効果が不十分と想定される実態】

- 不登校生徒<18万人>のうち、相談・指導を受けていない生徒が3割程度存在
- 不登校支援に関する官民連携を行っている自治体は約15%
- 不登校支援の中核と位置付けられている教育支援センターの設置率は約63%（未設置：676自治体）

- 本政策の評価が適切にできていないのではないかと。＜関係府省が取り組む評価の充実に貢献＞

＜測定指標＞ 不登校児童生徒数に占める、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた児童生徒の割合

⇒ 30年度実績値72.5%（目標値80%（令和元年度））

※令和2年度行政事業レビューシート（文部科学省）